

○宮崎大学大学院教育学研究科・附属学校教育実習連絡会議規程

〔平成 21 年 8 月 5 日
制 定〕

改正 平成 22 年 9 月 24 日 平成 26 年 3 月 4 日
平成 28 年 4 月 20 日 令和 2 年 2 月 19 日
令和 2 年 6 月 15 日 令和 4 年 4 月 27 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科に、附属学校で実施する「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」(以下「附属学校教育実習」という。)) について協議するために、教育学部・教育学研究科及び附属学校園より構成される宮崎大学大学院教育学研究科・附属学校教育実習連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 附属学校教育実習の基本的方針に関する事項
- (2) 附属学校教育実習の基本計画及び運営に関する教育学研究科と附属学校との間の連絡調整に関する事項
- (3) その他附属学校教育実習に関する事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 専門職学位課程統括長
- (3) 附属学校園統括長
- (4) 教育学部教育実習運営委員会委員長
- (5) 教育学研究科附属学校教育実習専門委員会委員長
- (6) 教育学研究科附属学校教育実習専門委員会委員
- (7) 附属小学校及び中学校長
- (8) 附属小学校及び中学校教頭
- (9) 附属小学校及び中学校主幹教諭
- (10) その他教育学研究科長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 10 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 連絡会議に議長及び副議長1人を置き、議長は第3条第1号、副議長は第3条第2号の委員をもって充てる。

2 議長は、連絡会議を招集し、主宰する。

3 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 連絡会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 連絡会議が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 連絡会議の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。